

第五次浦添市子どもの読書活動推進計画

～読書大好き 太陽っ子（ていーだっこ）

令和8年3月

浦添市教育委員会

目次

第1章 第五次浦添市子どもの読書活動推進計画策定の背景

- 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 子どもの読書活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 5 浦添市子どもの読書活動推進計画策定の流れ・・・・・・・・ P 2

第2章 第四次推進計画期間における取組・成果

- 1 家庭における取組・成果・・・・・・・・ P 3
- 2 地域における取組・成果・・・・・・・・ P 3
- 3 学校等における取組・成果・・・・・・・・ P 6
- 4 第四次推進計画期間における課題・・・・・・・・ P 6

第3章 基本方針

- 1 第五次推進計画の目的・・・・・・・・ P 8
- 2 第五次推進計画の位置づけ・・・・・・・・ P 8
- 3 第五次推進計画の基本方針・・・・・・・・ P 8
- 4 第五次推進計画の目標・・・・・・・・ P 8
- 5 推進計画における子どもの定義・・・・・・・・ P 9
- 6 推進計画の期間・・・・・・・・ P 9

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- 1 読書活動推進体制・・・・・・・・ P 10
- 2 家庭における取組・・・・・・・・ P 10
- 3 地域（市立図書館、保育所、こども園等）における取組・・・・ P 12
- 4 学校における取組・・・・・・・・ P 16
- 5 家庭、地域、学校等の連携・協力の取組・・・・・・・・ P 18
- 6 民間団体、読書ボランティア等における取組・・・・・・・・ P 19
- 7 進捗管理・・・・・・・・ P 20

資料編・・・・・・・・ P 21

第1章 第五次浦添市子どもの読書活動推進計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条抜粋）

いつの時代においても、子どもにとって読書は言葉を学び、感性を磨き、思考や表現力を高め、情緒的な発達に欠かせないものです。一冊の本との出会いが、子どもたちの心の発達を支え、夢と希望を後押ししてくれることもあります。子どもが自ら考え、自発的かつ主体的に行動するために必要な知識や間接的経験を育む重要な契機となるのが、読書活動といえます。

2 子どもの読書活動の現状

近年、児童生徒のICT環境の整備が進み、学習基盤としての活用がなされるようになりました。電子図書館サービスを導入した公共図書館も増え、電子書籍も身近なものになっています。多種多様な大量の情報が溢れ、子どもたちも瞬時に情報の入手及び発信ができるようになっていきます。そのため、インターネットやスマートフォン、SNS、ゲーム機器などに費やす時間が増加し、本を読むことが少なくなっている状況が懸念されます。

しかしながら、紙の本の読書が子どもたちの成長に大切なことには変わりはありません。さまざまな媒体による読書環境にあっても子どもたちが多くの本と出会う機会をつくりだし、読書の楽しさを体験できるように社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

3 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）が公布・施行され、推進の基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

これまで国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成20年3月に第二次基本計画を策定しました。その後、5年ごとに改定され、令和5年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」が策定されています。同計画では、策定された平成14年度からの取り組みを通じて、小・中学生において不読率は減少してきたものの、高校生世代は少くない状況であり、「第四次基本計画」においても引き続き課題として位置づけられています。それを踏まえ、発達段階に応じた取り組みによって読書習慣を形成すること、そして友人同士で行う活動等を通じて読書への関心を高めることにポイントを置いて、施策がまとめられています。

時期	国の動向
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

平成 20 年 3 月	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
平成 25 年 5 月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
平成 26 年 6 月	学校図書館法の改正
平成 30 年 4 月	第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
令和 元年 6 月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 「読書バリアフリー法」の策定
令和 2 年 7 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（「読書バリアフリー基本計画」の策定
令和 4 年 1 月	第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」策定
令和 5 年 3 月	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

4 県の動向

沖縄県は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定を受け、平成 16 年 3 月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせる E・E・Tプラン～」を策定しました。五感を意識した施策の推進、読み聞かせボランティアや教職員等の読書活動を推進する人材育成、市町村における子どもの読書活動推進計画の策定推進等を定めました。

その後、5年ごとに改定され、令和 6 年 3 月に「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感で拓く多様な読書～」(以下「第五次計画」という)を策定しました。同計画では、多様な子どもたちの読書スタイルを考慮し、従来の読書にとらわれず「多様な読書」を提唱する施策がまとめられています。

5 浦添市子どもの読書活動推進計画策定の流れ

浦添市では、国・県の定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせる E・E・Tプラン～」を受け、本市の実情に沿った「浦添市子どもの読書活動推進計画」(以下「第一次推進計画」という)を平成 21 年 3 月に策定しました。

第一次推進計画は、当初は平成 21 年度から平成 27 年度までの概ね 5～7 年計画とし、必要に応じて見直しを行うと定められていました。

しかしながら、市の上位計画(第四次浦添市総合計画、第三次浦添市まちづくり生涯学習推進計画)が平成 23 年に策定されることを受け、市の上位計画に合わせた推進がより効果的で高い実効性を有すると考え、第一次推進計画の推進状況を繰り上げて検証し、平成 23 年 3 月に「第二次浦添市子どもの読書活動推進計画」(以下「第二次推進計画」という)を策定しています。その間、本市の教育行政の推進に目指すものとして「浦添市教育大綱」(平成 28 年度～令和 2 年度)を経て「浦添市教育振興基本計画」(令和 3 年度～令和 12 年度)が策定され、「浦添市子どもの読書活動推進計画」もその一部として位置づけられました。

次章で第四次推進計画の取組・成果と課題を明らかにし、本市の実情に沿った第五次浦添市子どもの読書活動推進計画を策定します。

第2章 第四次推進計画期間における取組・成果

1 家庭における取組・成果

(1) 社会教育推進事業「絵本で楽しい子育て」や読書関連講座の取組・成果

赤ちゃんに絵本を贈呈し、絵本を通じた親子の触れ合い、子どもの健やかな成長につなげ、保護者に子育てを楽しんでもらうことによる家庭教育支援を平成30年度より実施しました。絵本と一緒に浦添市立図書館の絵本リスト『赤ちゃんといっしょに絵本をどうぞ』を配布することにより、保護者へ乳幼児からの読書の必要性を啓発しました。読書関連講座の実施を通じて、読書活動や読み聞かせが子どもの成長及び発達に与える影響等について伝えることで、読書活動の推進、啓発を図ることができました。

2 地域における取組・成果

(1) 市立図書館の取組・成果

ア 読書活動に関する情報提供

毎年度はじめに『図書館行事案内・年間カレンダー・移動図書館としよまる利用案内・巡回表』を市立小学校、児童関連施設、移動図書館巡回ステーションに配布し、図書館ホームページにも掲載しています。『広報うらそえ』の差し込み資料として全戸配布を実施しました。また、『図書館だよりはながわら』（毎月発行）、『YA通信 YA YA YA』（随時発行）を作成・配布するとともに、浦添市立図書館ホームページ、SNSの充実を図り、図書館や読書に興味がわくような情報提供を実施しました。

イ 学校図書館及び関係機関との連携協力

1日図書館員の実施や職場・就業体験、また施設見学の受入れなどにより児童・生徒が図書館に親しみ、読書への興味・関心を継続できるよう事業を展開しました。市内小・中学校、保育所（園）、こども園等、児童センター等の子どもがいる公共施設に対し、「図書集配サービス」を活用した団体貸出を行い、児童書などの資料提供を実施しました。

業務体験受入状況（単位：人／回）

年度	1日図書館員	職場体験 (中学生)	インターンシップ (就業体験)
令和4年度	3／1	0	0
令和5年度	3／1	0	4／2
令和6年度	3／1	2／1	2／1

施設見学状況（単位：団体）

年度	保育所 (園)	こども園 等	小学校	中学校	高校	支援学校	その他
令和4年度	0	0	2	0	0	0	0
令和5年度	0	0	3	0	0	1	0
令和6年度	1	0	3	0	0	0	0

ウ ボランティア活動促進の取組・成果

学校における読み聞かせは保護者を中心に行っていますが、地域ボランティアの協力もあり、読み聞かせを行いながら交流の推進活動を行っています。地域学校協働活動ではボランティア人数も増えており、地域との連携をより深め、読み聞かせの充実を図ることができました。

エ 読書活動に関連した行事の取組・成果

児童等を対象にした定例行事の「にこにこ赤ちゃんおはなし会」「おはなしの部屋」「空とぶじゅうたんおはなし会」「英語のおはなし会」や「おはなしのたから箱」では、日本語・英語による読み聞かせや手遊び、浦添・沖縄の民話の読み聞かせなど、文化体験としての事業を実施しました。自ら本を読む楽しさと共に、本を読んでもらう喜びを味わうことを通して読書活動の推進を図ることに繋がるものと考え取り組んでいます。

児童向け行事参加者（単位：人）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にこにこ赤ちゃんおはなし会	48	48	61
おはなしの部屋	91	122	71
空とぶじゅうたんおはなし会	0	20	5
おはなしのたから箱	207	304	346
英語のおはなし会	117	86	80
おはなし会スペシャル	12	18	16
せかいのおはなし会 JICA	12	18	16
キッズイングリッシュ上映会	13	20	95
夏休み手づくり教室 JICA	12	18	25

オ 移動図書館「としまる」のサービスに関する取組・成果

移動図書館「としまる」にて市立小学校・児童センター・特別支援学校等を巡回し、児童・生徒の読書活動支援を実施しました。

移動図書館「としまる」の実施状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運行日数（日）	239	241	242
ステーション数	32	32	32

カ 障がいのある子どものための取組・成果

移動図書館「としまる」にて鏡が丘特別支援学校本校及び分校への定期的な巡回を行い、図書資料の提供に努め点字図書や録音資料も収集しました。

キ YA（ヤングアダルト）向けの取組・成果

YA世代の読書活動を支援する取組として「うらそえYA文芸賞」中学生を中心とした「ビブリオバトル」（知的書評合戦）を実施しています。また、YA世代向けの広報誌『YA通信 YA YA YA』を随時発行。YA図書の継続的選書・収集を行い、同世代への読書の興味・関心が増す取組を実施しました。

YA（ヤングアダルト）むけの取組状況（単位：人）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
YA文芸賞 小説	33	26	20
YA文芸賞 詩	179	5	0
ビブリオバトル	中止	56	31

※令和2年度～令和3年度は新型コロナのため各事業の実施なし。

(2) 中央公民館の取組・成果

親子をはじめいろいろな人を対象に、中央公民館講座を開催してきました。講座で得た知識や関心を自主的な学びにつながるよう、講座内容に関連する図書リストを市立図書館に作成依頼し、講座受講者に知らせました。市立図書館と連携することで、読書活動のきっかけづくりを行いました。

(3) 子育て支援センター、子育てひろばの取組・成果

0歳児からの読み聞かせの重要性を知ってもらうために保護者向けの講座を行い、多くの保護者に子どもの読書への関心を高める活動を行いました。乳幼児向けの絵本や保護者向け育児書等を充実させ、なかなか図書館等を利用できない乳幼児の保護者へ図書貸し出しを積極的に行ってきました。親子が早いうちからたくさん本に触れることができるよう環境を整えてきたことで多くの方の活用につながり喜ばれています。

日常的に支援員による絵本や紙芝居の読み聞かせを実施し、エプロンシアターやパネルシアターなど様々な視聴覚教材を利用して、乳幼児期から絵本、物語の世界への興味関心を高め、想像する楽しさなど親子で共感し合える機会を作っています。人生で初めて絵本に出会う乳幼児も多いことから、保護者に対して絵本選びのアドバイスや、絵本を通じた親子のコミュニケーションの方法なども伝えることができました。

(4) 児童センターの取組・成果

季節の行事やSDGs、平和に関する絵本の読み聞かせを実施しました。沖縄の民話や伝承をもとにした、しまくとうばの読み聞かせも実施し、子ども

の郷土愛を育みました。地域や関係機関との連携により、読書活動を子どもだけでなく、地域を巻き込んで実施しました。読み聞かせ活動を通して、色々な絵本に触れ、楽しむことで読書への関心が高まりました。

3 学校等における取組・成果

(1) 保育所（園）及びこども園等の取組・成果

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園指針では「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう」という内容が示されています。保育所（園）においては、子どもの年齢に応じた絵本や紙芝居等の読み聞かせを取り入れた保育を実践しています。また、子ども達が絵本やおはなしに親しめるよう、エプロンシアターやパネルシアター、映写会を行うなど、こどもが身近に本等に触れて楽しめるよう絵本コーナーを設置し、季節や発達に応じた絵本環境の整備にも努めています。その他にも、絵本の貸し出しや地域の方による読み聞かせやお話会、人形劇・観劇会など、各保育所（園）独自の取組みも行っています。保護者に対しても、乳幼児期における読み聞かせの大切さや意義など情報を発信するなど、読み聞かせや読書活動を通して話を聞く力や想像力を豊かに育てていけるよう努めています。新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者等の読み聞かせは一時中断していた時期もありましたが、現在は再開しています。

(2) 小・中学校の取組・成果

並行読書等の各教科を通じた言語活動の充実や推薦図書コーナーの設置、朝の読書活動の充実など読書の楽しさや良さを味わう取組を各学校の実態に応じて工夫し読書活動を推進しました。小学校では、本に親しむ機会をあらゆる教科等を通じて設定することで読書の幅が広がり、児童の読む本の分類に広がりが出てきました。中学校においては、市立図書館との研修において実施した「ビブリオバトル体験会」により生徒同士で読書を広める活動の成果が表れつつあります。

4 第四次推進計画期間における課題

第四次推進計画の期間終了に際して、これまでの取組・成果や子どもの読書活動の情勢の変化を通じて、以下の課題を指摘することができます。

(1) 幅広い内容の読書活動の推進

次期学習指導要領が目指す「持続可能な社会の創り手」の育成に向け、これまでのキャリア教育との関連に加え、児童生徒が自ら問いを見出し、解決に向けて多様な情報源にアクセスする「探究的な学び」のプロセスを支える読書活動も重要です。特定のジャンルに偏ることなく、幅広い分類の図書や資料を横断的に活用することで、多角的な視点から事象を捉え、自己の考えを構築・発信する力を育む必要があります。

多様な本との出会いを通じて、未知の知見に触れ、感性を磨きながら、生涯にわたって主体的に学び続け、社会の課題解決に寄与するための基盤となる「質の高い読書体験」を、発達の段階に応じて組織的に展開することが求められています。

(2) 子どもの発達段階に応じた取組推進

子どもの読書習慣の形成に向けた、発達段階ごとにおける効果的な取組を家庭・地域・学校の協働の下、推進していく必要があります。

- ※乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等
- ※小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等
- ※中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等
- ※高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等

(3) 多様な子どもたちへの読書活動の充実

文部科学省「学校基本統計」の「令和5年度特別教育資料」によると特別支援教育を受ける児童生徒数は年々増加傾向にあります。また文部科学省「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」でも日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加しており、下記サービス等の強化が課題となっています。

- ※読書補助具・情報支援機器の導入、充実
- ※電子書籍、大活字本、拡大図書、オーディオブック、バイリンガル絵本等の充実を図るための資料費の確保
- ※施設・設備・サインの改善
- ※資料の郵送・宅配による貸出のための費用の確保と周知

(4) デジタル社会に対応した読書環境の充実と活用

急速な社会のデジタル化やG I G Aスクール構想等を踏まえ、デジタル技術を活用した読書への取り組みを充実させる必要があります。また読書バリアフリーの観点からも、文字の拡大や音声読み上げに対応可能な電子書籍等の活用は効果的であると考えられ、活用のための周知及び資料のさらなる充実が求められます。

第3章 基本方針

1 第五次推進計画の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備を積極的に推進することを基本理念として、第一次より第四次までの推進計画の取組と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動推進を目指します。

2 第五次推進計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）および第五次沖縄県子どもの読書活動の推進計画を踏まえ、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組を示したものです。

3 第五次推進計画の基本方針

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）、国および県の最新の基本計画および推進計画を策定の基本とし、本市の上位計画（第五次浦添市総合計画、浦添市教育振興基本計画、第五次浦添市まちづくり生涯学習推進計画）に基づき、実施可能な計画として策定します。本市の第四次推進計画の取組と課題を踏まえ、その継続性及び実効性の高いものとし、以下の方針を定めます。

- (1) 読書に親しみ、興味・関心を持たせる取組の充実
- (2) 多様な子どもたちへの読書活動の支援
- (3) デジタル社会における読書環境の充実と活用
- (4) 子どもの主体的な読書活動の推進

4 第五次推進計画の目標

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために、「読書」は必要不可欠なものです。そして、子どもが自主的な読書習慣を身に付け、読書を通じて個性と創造性を伸ばし、健やかで思いやりのある人間性を育てていくためには、家庭・地域・学校など社会全体が連携・協働し、積極的に読書環境の整備を推進していくことがとても重要です。浦添市は、第一次から第四次推進計画を踏まえ、次の4つの目標を掲げ、子どもの発達段階に応じた読書活動をさらに推進します。

(1) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体における取組

家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たし、社会全体で取り組む連携・協働を推進していくことで、子どもの読書活動への理解と促進を図ります。本市全体で子どもの読書活動の推進を図ることができるよう、各関係部署間連携を深め、子どもの読書活動推進ネットワークの機能、充実に努めます。

(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備

乳幼児から読書活動を充実させるために、全ての子どもが読書の楽しさに気づき、読書意欲を高め、生涯にわたって自ら進んで本を読む習慣を身に付けることができるように、読書に親しむ環境を整備します。

そのためには、各関係部署において、インターネットや SNS を活用した情報提供と啓発、図書館（室）などの環境の整備、電子書籍を含めた図書資料の充実等に努めます。

(3) 読書活動のための人材の支援

保護者や地域ボランティア、読み聞かせ団体等子どもの読書活動に携わる人材を支援していきます。

そのためには、ボランティア人材の情報共有、資質を向上させる学習会や読書講演会等を実施していきます。また、図書館司書や学校図書館司書等の研修の充実を図り、子どもの読書活動推進者としての専門性を高めていきます。

(4) 子どもの読書活動に関する意義の普及

読書活動の意義について、市全体、地域社会への啓発・広報を行い、理解と関心を深めることで子どもの読書活動を促進していきます。そのためには、読書活動に関するチラシやポスターの掲載・配布と啓発、子どもの読書活動推進関連事業の紹介（「広報うらそえ」、各施設で紹介している便り、ボランティアだよりなど）を活用し、促進します。

計画の対象は子どもですが、計画推進の担い手は大人です。子どもの読書活動に関わるすべての大人が推進計画の方針を共有し、自ら主体的に推進活動の担い手となるよう努めます。

5 推進計画における子どもの定義

0～18歳までを対象とします。

6 推進計画の期間

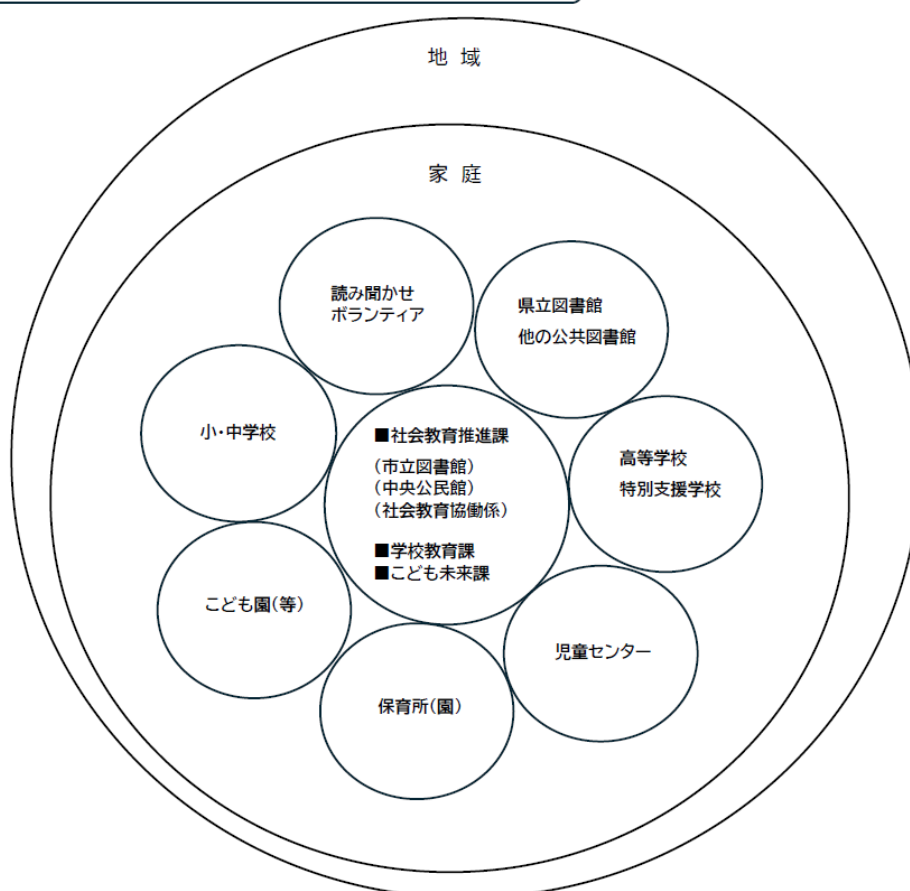
令和8年4月～令和13年3月（5か年）

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 読書活動推進体制

子どもの読書活動の推進に関わる取組は、様々な部局、施設等において行われています。それぞれの取組を効果的に進めるためには、子どもの読書活動の推進に関わる情報の共有を図るネットワークを整備し、随時、進捗状況を相互に確認し合う体制を構築する必要があります。そこで『浦添市子どもの読書活動推進ネットワーク』に基づき、本計画を総合的かつ継続的に推進します。

浦添市子どもの読書活動推進 ネットワーク



2 家庭における取組

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもが本と出会う最初のきっかけは、保護者や身近な家族による本の読み聞かせが多く、その点において子どもの読書活動の充実に係る家庭の役割は大きいと言えます。生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期である乳幼児期に、

日常生活の中で読み聞かせをしてもらうことにより、本に触れる喜びを味わい、読書の楽しさを知り、読書への興味や関心が引き出されます。またそのことが、その後の自主的な読書活動の原動力となるのです。

これまでに実施した読書に関する調査では、保護者が読書好きであればあるほど、その子どもも本を好きになる傾向にあることが認められています。また、保護者が読み聞かせをしていた期間が長い子どもほど、読書が好きで読書冊数も多くなる傾向も認められており、保護者の読書に対する認識や家庭内での子どもとの関わりが、子どもの読書習慣形成に大きく影響していることが明確になっています。したがって、乳幼児期から、読書に親しむきっかけをつくっていくことが、読書好きの子どもを育てるためには有効といえます。

さらには、絵本の読み聞かせを通じて保護者から言葉を語りかけてもらう温かい経験が、乳幼児期の親子関係に良い影響を与えることも分かっています。子どもにとって保護者が本を読んでくれることは、保護者の愛情を感じながら読書の楽しさにふれる第一歩であり、また保護者にとっても本を通じて子どもとの温かい心のふれあいを持ち、子どもとの心のつながりを深めることができる大切な機会となります。

このため、保護者に対して、子どもの読書活動の意義や家庭での読書環境づくりに関する積極的な情報提供を継続的に行い、子どもの読書活動に関する保護者の理解を深め、家庭での読み聞かせを含めた読書活動を充実させる取組を推進する必要があります。

(2) 具体的な取組

(ア) 乳幼児期からの読書活動の推進

取組名	取組内容	所管課
乳幼児向け絵本とリストの配布	社会教育推進事業「絵本で楽しい子育て」として乳幼児向け絵本とリストを出生届時に配布し、絵本を通じて親子が触れ合う大切さを伝える。また、リストは図書館のホームページにも掲載する。	社会教育推進課 市立図書館
小中学校向け図書を紹介したリストの作成・配布	小・中学生向けに図書を紹介したリストを作成し、市内の小学生及び中学生に配布または図書館ホームページに掲載する。	市立図書館
乳幼児を対象としたおはなし会等の開催	読み聞かせボランティアを活用して、乳幼児を対象としたおはなし会等を開催する。	市立図書館 こども未来課

(イ) 家庭での読書活動の推進

取組名	取組内容	所管課
家庭における読書活動の啓発	家族で図書館等に出かけたり、親子で読書したりするなど、家族で一緒に読書を楽しむ習慣をつくることの大切さを呼びかけ、家族での読書活動を推進する。	社会教育推進課 市立図書館 こども未来課 学校教育課
	浦添市役所ホームページに、子どもの読書活動推進に関する記事を掲載し啓発に努める。	
	読書に関する講座等を開催し、家庭で読書を楽しむ機会づくりに努める。	

3 地域（市立図書館、保育所、こども園等）における取組

(1) 地域における読書活動の推進

子どもが本に親しむきっかけをつくる役割は、家庭だけでなく地域でも担う必要があります。家庭では読書に親しむ環境づくりや本の購入などに限界があり、より幅広い多面的な取組を推進するために、地域に求められる役割は大きいと考えています。

地域には、市立図書館、保育所、こども園、児童センターなどの施設があり、これらの施設では、子どもの読書活動推進に関する様々な取組が行われています。

市立図書館では、読書活動推進の中核となる社会教育施設として、児童・生徒の読書活動の推進や図書資料の充実、各種ブックリストの配布、おはなし会等の実施、読み聞かせボランティアへの研修など市民全体の読書活動の充実に取り組みます。また、移動図書館（としよまる）の活用で、子どもの教育関連施設との連携を強化し、子どもたちやその保護者が気軽に足を運び、本と接し、人生を豊かに過ごせるよう各年齢・状況にあった資料とサービスを提供し、これまで以上により本に親しめるよう事業の実施・広報・啓発・環境整備に取り組みます。

電子図書館でアクセシブルな電子書籍を提供することにより、多様な児童生徒への読書活動を支援します。

保育所やこども園では、日常の保育の中での読み聞かせの実施や絵本コーナーの設置、ブックリスト、ホームページでの絵本紹介など、子どもが気軽に絵本にふれることができる環境づくりに取り組みます。

児童センターでは、読み聞かせなどの読書活動を実施するとともに、図書コーナーなどを設置し、子どもの年齢に応じた図書にふれあえる機会を提供します。

乳幼児をもつ保護者や子どもの生活圏を考え合わせると、小学校と隣接している児童センターにおいて、保護者と子どもが気軽に立ち寄りやすく利用しやすい読書活動の場づくりを行うことが重要だと考えられます。家族で読書を楽しむほかに、家庭から地域に出て、より多くの人とコミュニケーションをとりながら読書を楽しむことで、読書活動の広がりが期待できるとともに、人とのつながりが深まっていきます。そのため、各施設での子どもの読書活動のさらなる充実を図っていきます。

このように、これまでも社会教育推進課を中心に読み聞かせボランティアの活動先の確保や講座などの事業に取り組み、地域での読書活動を推進してきました。今後はこれら読み聞かせボランティア及び市民団体等との連携、地域の施設同士との連携をさらに進め、子どもの読書活動推進の動きを地域全体へ広げていきます。

(2) 具体的な取組

(ア) 児童書資料の充実

取組名	取組内容	所管課
児童書等の収集の充実	住民の要望や地域の実情等に十分に留意し、十分な数の児童書・YA図書及び乳幼児向け図書の収集と状態の改善を図り、充実した図書サービスの提供に努める。 また、市立図書館に設置している「YAコーナー」を充実させ、中・高生のニーズをとらえた魅力ある図書の収集とおすすめの図書に関する情報提供や図書の展示、貸出を行う。	市立図書館
こども園（等）、保育所（園）、児童センター、小中学校等への団体貸出と図書集配サービス	図書集配サービスにより児童関連施設へ団体貸出を行い、子どもたちへより多くの資料を提供する。 図書集配サービスについて周知を図る。	

(イ) 子どものための読書スペースの充実

取組名	取組内容	所管課
子どものための読書スペースを充実させる取組	親子が一緒に気兼ねなく過ごすことのできる「おはなしコーナー」を提供する。 子どもたちの興味や関心を引く図書の展示や季節企画、スポット企画を実施する。	市立図書館

児童室に「子育て応援コーナー」を設置し、資料のレイアウトを工夫するとともに資料の充実を図る。
カウンターでの読書相談、夏休みの自由研究、調べ学習等のレファレンスを実施する。
中高生の学びの場として学習室を提供する。

(ウ) 子ども向け行事の充実

取組名	取組内容	所管課
子ども向け行事の定期的な開催	子どもの発達段階に応じたおはなし会、映画会など、子ども向け行事（夏休み行事、JICA沖縄連携事業、アメリカ情報コーナー行事）を開催する。	市立図書館 こども未来課

(エ) YA世代（中学生・高校生）への読書活動の取組

取組名	取組内容	所管課
YA世代（中学校・高校生）への読書活動の充実	YA世代の興味や意欲をかきたてる図書購入やYA文芸賞などの実施を通じて、Y世代の読書率増加に向けた取組の充実に努める。	市立図書館
中学・高校生向け行事の開催	中学生・高校生等の関心を引くようなビブリオバトル、詩の書き方講座、ビブリオバトル体験、ボードゲーム等の行事を開催する。	市立図書館

(オ) ICTを活用したサービスの提供

取組名	取組内容	所管課
電子図書館の充実	電子図書館でアクセシブルな電子書籍を提供することにより、多様な児童生徒の読書活動を支援する。地域資料を電子書籍化することで、児童生徒の探求学習につなげる。子どもたちが読みたい本を見つけやすいようにホームページの検索機能向上に取り組む。	市立図書館 学校教育課

(カ) 移動図書館（としよまる）、施設見学と業務体験

取組名	取組内容	所管課
移動図書館(としよまる)を活用した図書の貸出	市内の小学校等を巡回し、子どもたちが気軽に図書を借りることができる環境の充実を図る。	市立図書館
浦添市図書館総合蔵書検索システム	市立図書館の蔵書を管理するサーバーに学校図書館の所蔵データを取り込むことにより、市の図書資源の共有化を図る。市立図書館ホームページや館内 OPAC から、市内小・中学校の蔵書検索を通じて資料情報等の提供をできるよう努める。	市立図書館
施設見学	未就学児、・中・高校生、大学生まで施設見学を受け入れる。	市立図書館
業務体験	夏休み行事として小学生向けに「一日図書館員」事業を実施する。インターンシップなどの業務体験として小・中・高校生、大学生を受け入れる。	市立図書館

(キ) 幼稚園（こども園）や保育所、児童センター等における読書活動の充実

取組名	取組内容	所管課
幼稚園（こども園）や保育所、児童センター等における読書活動の充実	保護者やボランティアの協力も得ながら、読み聞かせ活動等を行い、子どもたちの読書への関心を高め、想像力豊かに本を楽しむ環境づくりを進める。また、幼稚園（こども園）や保育所、児童センター等における図書の更なる充実に努める	こども未来課 こども政策課 学校教育課 社会教育推進課

(3) 数値目標

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	所管課
読書活動への興味関心に繋がる講座	1回	1回	1回	1回	1回	社会教育推進課
子どもの読書活動の意義を啓発するための講座	1回	1回	1回	1回	1回	こども未来課
保育者の読み聞かせに関する研修	1回	1回	1回	1回	1回	こども未来課

4 学校における取組

(1) 学校における読書活動の推進

学校は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣を培う場として、重要な役割を担っています。このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立、さらには言語能力の向上のためにとっても大切なことです。そのため、学校においては、司書教諭・学校司書等が中心となり、学校全体での読書活動の計画的な実施や、各教科等の授業における図書館の積極的な活用を進めるとともに、地域や家庭の協力を得ながら、子どもが学校でも家庭でも読書の時間を楽しみ、本にふれる機会を増やす取組を進めます。また、学校図書館の資料の充実を図るとともに、市立図書館等との連携を図り、学校図書館の機能充実に取り組みます。

(2) 具体的な取組

(ア) 児童生徒の読書活動の充実

取組名	取組内容	所管課
読書活動の実施	読書時間を確保することで読書の習慣化を目指す。また電子書籍等の活用を通して児童生徒が本に触れる機会を増やし、学年や学級での読書活動および不読者への支援に取り組む。	学校教育課 市立図書館
P T A、ボランティアと連携した取組	教員のみならず、P T Aや学校支援ボランティアの参加を呼びかけながら、読み聞かせて活動の幅を広げ、児童生徒の本に対する興味、関心を高める。	学校教育課 社会教育推進課
読書内容の質向上のための取組	各教科の授業内容に応じた並行読書の設定等 児童生徒の読書の質の向上に取り組む。	学校教育課
図書館を活用した調べ学習の取組	児童生徒の主体的な学びを促進し、情報活用・収集能力や体系的思考力を身に付けるため、学校図書館、市立図書館等を活用した調べ学習に積極的に取り組む。	学校教育課 市立図書館
多様な読書活動への取組	児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、書評合戦（ビブリオバトル）等、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら読書の幅を広げるとともに、同世代に読書を広める活動に積極的に取り組む。	学校教育課 市立図書館

(イ) 職員研修の充実

取組名	取組内容	所管課
司書教諭、学校司書、教職員等への研修	司書教諭、学校司書のみならず教職員全体の読書に対する意識の高揚や資質向上のための研修を実施する。	学校教育課 市立図書館

(ウ) 多様な子どもたちへの読書活動の充実

取組名	取組内容	所管課
多様な支援が必要な児童生徒用図書の充実	しかけ絵本、音が出る絵本、布絵本、LLブック、点字絵本、電子書籍、バイリンガル絵本等子どもの実態に応じた図書の充実に努める。	学校教育課 市立図書館
多様な支援が必要な児童生徒の読書環境の整備	館内表示や図書だよりをユニバーサルフォントの書体にする、リーディングトラッカーを準備する等子どもの実態に応じた読書環境の整備に努める。	学校教育課 市立図書館
移動図書館(としよまる)を活用した図書の貸出	市内の小・中学校、特別支援学校等を巡回し、多様な子どもたちが気軽に図書を借りる環境の充実に努める。	市立図書館
各学校からのレファレンスに応じた図書の貸出	各学校からのレファレンスに応じるために、「多様な支援が必要な児童生徒用図書の充実」にあたる図書を「としよまる」や集配サービス等を活用して学校へ貸し出す。	市立図書館

(エ) 学校図書資料の充実

取組名	取組内容	所管課
学校図書館図書標準達成への計画的な蔵書の購入等	全学校の学校図書館図書標準達成へ向けての計画的な蔵書の購入と更新を行う。また「学校図書館メディア基準」の蔵書の配分率等を参考にバランスのよい蔵書の構成に努める。	学校教育課
レファレンスに応じた図書の貸出	授業等で必要とする図書のレファレンスに応じ、必要に応じて市立図書館の団体貸出や集配サービスを利用する。特に「並行読書」や「調べ学習」等に必要とされる本の充実に努める。	学校教育課 市立図書館
小中学生向けのおすすめ図書リストの作成	小中学生向けのおすすめ図書を紹介したリストを作成・順次更新するなど、積極的に学校への情報提供と団体貸出に取り組む。	市立図書館

(オ) 図書情報の活用及び充実

取組名	取組内容	所管課
浦添市図書館総合蔵書検索システムの活用	市立図書館のホームページ上で、学校図書館の蔵書が検索できるように情報提供し、児童生徒の主体的な読書活動や調べ学習を支援する。	市立図書館 学校教育課

(3) 数値目標

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	所管課
子ども主体で本に親しむ取組	1回	1回	1回	1回	1回	学校教育課

5 家庭、地域、学校等の連携・協力の取組

(1) 家庭、地域、学校等の連携・協力による読書活動の推進

近年、核家族化の進展、少子化、地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの読書活動についても、家庭や学校が単体だけで対応することは困難となっています。こうした状況の中、子どもの読書活動をより充実させるためには、家庭や学校だけではなく、地域との連携が重要であり、学校、家庭、地域の役割分担を明確にし、保護者、教職員、地域住民の共通理解を図った上で、それぞれが連携をしながら活動の充実を図ります。

(2) 具体的な取組

(ア) ボランティア情報の共有

取組名	取組内容	所管課
学校や子ども施設等における読み聞かせボランティア人材情報の共有	小中学校、図書館、保育園等で読み聞かせ活動をおこなっているボランティア人材情報を共有し、活動の充実を図る	社会教育推進課 学校教育課 こども未来課 市立図書館

(イ) 地域学校協働活動推進員を活用した協働の取組

取組名	取組内容	所管課
地域学校協働活動推進員を活用した家庭と学校、地域の協働の取組	各小中学校に配置している地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を活用して、読書活動に関する協働の取組支援を実施する。	社会教育推進課

(3) 数値目標

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	所管課
本に親しむ講座	1回	1回	1回	1回	1回	市立図書館 社会教育推進課

6 民間団体、読書ボランティア等における取組

(1) 民間団体、読書ボランティア等における読書活動の推進

民間団体等には、読み聞かせサークル、PTA等、子どもの読書活動に関連する多種多様な団体があります。これらの民間団体等は、様々な場面で、独自の特色ある活動を展開しており、子どもの読書活動の広がりにも貢献しています。これらの民間団体、読書ボランティアと市立図書館や学校等が連携し、ネットワークの構築や情報共有を進め、多くの活動者を有効に活用することで、子どもの読書活動のより一層の充実へ取り組めます。

(2) 具体的な取組

(ア) 民間団体、読書ボランティア等への支援

取組名	取組内容	所管課
民間団体や読書ボランティア等への各種支援	民間団体等との連携を進め、活動の場や情報を提供し、読書活動推進の協働に努める。 ボランティアの育成や交流の推進等を通じて、ボランティア活動の支援を行う。 民間団体等と学校とのネットワーク作りを進め、読書活動の充実を図る。	社会教育推進課 市立図書館

7 進捗管理

子どもの読書活動を着実に推進するには施策の進行管理が不可欠です。評価・検証にあたっては、関係機関や団体による情報交換を通じて計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、設定した目標指標を用いて客観的に評価した上で、施策の成果や課題の検証を行い、施策の推進や改善を図っていきます。

資料編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 学校図書館法
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- 用語解説

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日
法律 第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下、「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日
法律 第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の^{かんよう}涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法

昭和28年法律第185号

最終改正：平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。))を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する

用語解説

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、子どもの健やかな成長に資する目的で平成13年12月12日に公布・施行されました。国と地方公共団体は、子どもの読書に関する計画を策定・公表することが定められています。

2 移動図書館

書籍などの資料と職員を乗せた自動車等を利用し、図書館を利用しにくい地域の人のために図書館のサービスを提供する仕組みです。

3 保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたものです。

4 幼保連携型認定こども園指針

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する、幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容を統合し、教育と保育を一体的に実施するために定めたものです。

5 読み聞かせ(読み語り)

絵本を見せながら、親が子にあるいは図書館員や保育者・教師が子どもに読んで聞かせることです。

6 映写会

ロードショーやミニシアターで映画配給会社による興行ではなく、有志が自主的に映画を公に向けて上映する会場の形態を指します。

7 エプロンシアター

胸当て式エプロンを劇場と見立てて人形をポケットから取り出したり、はずしたりしながら物語を演じることです。

8 パネルシアター

毛羽立ちのよい布のパネルに布でできた登場人物や小道具を貼ったり、はがしたりしながら演じます。お話だけでなくクイズや歌などにも利用されます。

9 並行読書

単元の学習中に教材以外の本を読書することをいいます。

10 調べ学習

総合学習の形態の一つで、生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめることです。

11 学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。

12 電子書籍

オンライン及び電子媒体によって配布された書籍のことです。

13 第五次浦添市総合計画

本市が未来に向かって、まちづくりを進めていくための羅針盤となる最上位計画として位置づけられています。浦添市では、これまで5次にわたって計画を策定しており、現在は「第五次浦添市総合計画」に基づいて、市政運営を進めています。

14 浦添市教育振興基本計画

「第五次浦添市総合計画」、「浦添市の教育目標」、本市における教育に関連する各種計画との整合性を図りながら策定した、浦添市の教育振興に関する基本的な計画です。

15 第五次浦添市まちづくり生涯学習推進計画

浦添市では、複雑化・多様化・高度化する社会において、生涯を通し継続して“まなび”、自ら積極的に身近な地域の課題解決等に取り組むことで、市民が充実した生活を送れるよう、必要な施策や体制を検討・整理し、「市民のまなび」が「市民協働」によるまちづくりにつながる、「循環型の社会形成」をめざして策定しました。

16 社会教育施設

家庭や学校以外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年齢の人たちに、学習や研修、スポーツや趣味に興じ、楽しむ機会を提供することができる生涯学習のための施設です。社会教育法では、社会教育のための施設として、図書館、博物館、公民館などが挙げられます。

17 特別支援学校

平成23年6月の学校教育法の改正により、従前の特殊教育がより対象を拡大した特別支援教育に転換され、盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に一本化されました。

18 公立図書館

図書館法第2条で定められた「図書館」を指しており、県及び市町村が設置する図書館を「公立図書館」といいます。

19 点字図書

点字で書かれた図書です。視覚障害者用の解読式の表音文字の一種です。

20 推薦図書

団体や機関等が、数多い児童図書出版物の中から適切なものや優れたものとして薦める図書のことです。

21 子ども読書の日

日本では、4月23日を子ども読書の日と定めています。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条において、国や地方公共団体は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書の日にふさわしい事業を実施するよう努めることとされています。

22 レファレンス

多種多様な疑問や調査研究のため、図書館を訪れる利用者へ情報や資料を提供し援助を行うことです。

23 ビブリオバトル(知的書評合戦)

各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会のことです。

24 不読率

1か月に1冊も本を読まない子どもの割合です。文部科学省の調査(令和6年度)では、小学校8.5%、中学校23.4%、高校では48.3%と年齢が上がるにつれて上昇しており、高校生の不読率の高さが課題となっています。

25 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の援助を行っています。

26 こども園(等)

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育・保育・子育てを一体的に提供する施設です。

27 LLブック

障がいのある人や外国にルーツを持つ人など、誰もが読みやすいように工夫された本です。

28 リーディングトラッカー

読みたい行に視線を集中させる読書補助具です。

29 アクセシブルな電子書籍

拡大したり、背景色を変更したり、音声で読み上げたりする機能を備えた電子書籍です。

30 GIGA スクール構想

児童生徒一人一台の学習者用端末と高速大容量の通信環境を一体的に整備し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する取り組み。読書活動においては、電子図書の活用や多様な情報へのアクセスを可能にし、従来の紙の本とデジタルを融合させた、新しい探究学習や読書活動を支える基盤となります。

第五次浦添市子どもの読書活動推進計画 策定委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属
1	石川 恵優	宮城小学校（校長）
2	川満 裕子	社会教育推進課（市立中央公民館）
3	金城 孝子	元市立中学校長
4	新城 恵理	社会教育推進課（市立図書館長）
5	砂川 智美	こども未来課（内間保育所長）
6	平良 清美	社会教育推進課（市立図書館奉仕第一係長）
7	徳元 美智代	神森中学校（図書館事務）
8	宮城 聖子	こども未来課（当山こども園長）
9	横井 孝弘	学校教育課（指導主事）

発行日：令和8年3月31日

編集：浦添市教育委員会 教育部 社会教育推進課

〒901-2501

浦添市安波茶一丁目1番1号

TEL：098-876-1305

E-mail：soedu@city.urasoe.lg.jp